

○奈良県警察捜査技能伝承官運用要綱の制定について

(平成25年 3 月22日 例規第13号)

[沿革] 令和 2 年 3 月 例規第11号、5 年 3 月 第 9 号改正

このたび、別記のとおり奈良県警察捜査技能伝承官運用要綱を制定し、平成25年 4 月 1 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察捜査技能伝承官運用要綱

第 1 目的

この要綱は、奈良県警察捜査技能伝承官（以下「伝承官」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 身分、任用等

- 1 伝承官は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和 2 年 3 月 例規第 7 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 伝承官は、刑事部内の所属又は警察署に配置するものとする。

第 3 勤務時間

伝承官の勤務時間は、休憩時間を除き、4 時間を超えない期間につき 1 週間当たり 28時間45分とする。

第 4 職務等

- 1 伝承官は、配置先の所属長（以下「所属長」という。）の指揮監督の下に、配置先の所属、学校教養の課程（奈良県警察教養細則（平成13年 9 月奈良県警察本部訓令第15号）第 6 条に定めるものをいう。）、事件事故の現場等において、次に掲げる事項に関し、警察職員に対する指導、教養等を行うものとする。
 - (1) 捜査活動（鑑識活動を含む。）に必要となる専門的な技能又は知識に関する事項
 - (2) 捜査書類の作成、送致（付）の記録等の捜査実務に関する事項
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、所属長が命ずる事項
- 2 伝承官が、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名を捜査技能伝承官と記載すること。

第 5 勤務場所

伝承官の勤務場所は、配置された刑事部内の所属又は警察署の刑事課（奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあっては刑事第一課又は刑事第二課）とする。ただし、所属長は、必要があると認めるときは、当該勤務場所以外の場所において職務を行わせることができるものとする。

第6 服装等

- 1 伝承官の服装は、端正な私服とし、勤務中は、奈良県警察捜査技能伝承官証（別記様式第1）を携帯するとともに、左胸部その他県民から容易に識別できる位置に名札（別記様式第2）を着装しなければならない。ただし、所属長が必要と認めるときは、名札を着装しないことができる。
- 2 職務の遂行に当たり、伝承官であることを示す必要があるときは、奈良県警察捜査技能伝承官証を提示しなければならない。

第7 運用上の留意事項

所属長は、伝承官の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 職務の範囲を逸脱しないよう、指導教養を徹底すること。
- (2) 各部門と連携して、計画的かつ効率的な運用を図ること。
- (3) 第4に規定する職務以外の職務に充てないこと。
- (4) 受傷事故防止に十分留意させること。

第8 報告

- 1 伝承官は、勤務日の活動状況等を捜査技能伝承官勤務日誌（別記様式第3）に記載し、所属長に報告しなければならない。
- 2 所属長は、伝承官の1月ごとの活動状況について捜査技能伝承官勤務月報（別記様式第4）により、翌月10日までに刑事部刑事企画課長を経て警察本部長に報告するものとする。
- 3 所属長は、伝承官の活動に伴う反響、紛議及び効果的な事例等を認知したときは、その都度、捜査技能伝承官特異事案等報告書（別記様式第5）により、刑事部刑事企画課長を経て警察本部長に報告するものとする。

第9 刑事部長への委任

この要綱に定めるもののほか、伝承官の運用に関し必要な事項は、刑事部長が定めるものとする。

（別記様式省略）